

静岡県告示第616号

静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき知事が定める電磁的記録により行うことができる保存及び作成（平成18年静岡県告示第306号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年7月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの			1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの		
条例又は規則の名称	規定	保存	条例又は規則の名称	規定	保存
(略)			(略)		
公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）	(略)		公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）	(略)	
食品衛生法施行条例（平成12年静岡県条例第37号）	別表第1 第1 2 項(2) ア	記録の保存			
	別表第1 第2 1 項(1) カ	記録の保存			
	別表第1 第2 1 項(2) エ	記録の保存			
	別表第1 第2 2 項(1) ア	記録の保存			
	別表第1 第2 2 項(1) カ	説明書の保存			
	別表第1 第2 2 項(1) ケ	結果の保存			
	別表第1 第2 2 項(2) イ	成績書の保存			
	別表第1 第2 2 項(2) エ	記録の保存			
	別表第1 第2 3 項(1)	記録の保存			
	別表第1 第3 1 項	成績書の保存			

	項(i)	
	別表第1 第4 2	記録の保存
	項エ	
静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）	(略)	
(略)		
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）	第9条第5項	記録の保存
	第20条第3項	記録の保存
(略)		

2 保存等における情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの

条例又は規則の名称	規定	作成
(略)		
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	第11条	帳簿の記載
食品衛生法施行条例	別表第1 第1 2	記録の作成
	項(2) ア	
	別表第1 第2 2	説明書の作成
	項(i) カ	
	別表第1 第4 2	記録の作成
	項 エ	
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則	第9条第5項	記録表の記録
	第20条第3項	記録表の記録
(略)		

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）	(略)	
(略)		
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）	第9条第4号	記録の保存
	第20条第7号	記録の保存
	第20条の3第2項	記録の保存
	第20条の3第4項	記録の保存
(略)		

2 保存等における情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの

条例又は規則の名称	規定	作成
(略)		
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	第11条	帳簿の記載
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則	第9条第4号	記録表の記録
	第20条第6号	記録表の記録
	第20条の3第1項	記録表の記録
	第20条の3第3項	記録表の記録
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。